

第3章 計画の構成と体系

1 まえばしの男女共同参画社会を実現するために

本市は、市と市民と事業者との協働により、男女共同参画を一層推進していくため、平成15年3月、「まえばし男女共同参画推進条例」を定めました。その前文ではめざすべき姿を次のように示しています。



まえばしの男女共同参画社会の実現

**市民一人ひとりが、お互いを大切にし、
性別にかかわらず、個性を輝やかせて
生き生きと暮らすことができる社会の実現**

条例前文

市民一人ひとりが、お互いを大切にし、性別にかかわらず、個性を輝やかせて生き生きと暮らすことができる社会の実現は、私たちの願いである。前橋市は、日本国憲法にうたわれた個人の尊重や法の下での平等を基に、国際社会における男女平等への取組とも協調し、国における男女共同参画社会基本法に基づく取組を踏まえ、「平等」「参画」「自立」「交流」を柱とし、男女共同参画を推進する様々な施策に取り組んできた。

しかし、家庭と仕事との両立、意思決定の場への男女の積極的な参画、女性に対する暴力や権利侵害など、いまだ多くの解決しなければならない課題がある。

このため、私たち一人ひとりがこれらの課題に目を向け、男女共同参画について共に考え、また市と市民と事業者との協働により、男女共同参画を一層推進していく必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指し、将来にわたって男女の人権が尊重され、豊かな文化と活力のある21世紀の私たちのまち、まえばしを創造するため、この条例を制定する。

まえばしの男女共同参画社会の実現のために

基本理念

条例第3条

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別をなくし、男女がともに、個人として能力を発揮できる機会を確保することが必要です。

2 家庭生活とその他の活動への参画と両立

男女が相互に協力し、社会の支援を受けながら、育児、介護などの家庭生活における活動と、仕事や地域活動などが両立できるようにすることが必要です。

3 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野で、政策や方針の立案からその決定までのすべての意志決定の場に参画できるようにすることが必要です。

4 男女共同参画の視点からの制度・慣行の配慮

「女だから」「男だから」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、社会における自由な活動の選択が阻害されないよう、社会の制度や慣行のあり方について配慮が必要です。

5 市と市民と事業者の協働による推進

男女共同参画の推進は、市と市民と事業者が相互に協力し、主体的に取り組むようにすることが必要です。

6 国際社会の取組との協調

男女共同参画は、国際社会における男女共同参画の取組と協調して行われることが必要です。

2 基本目標

条例前文で定める本市の男女共同参画社会を実現するため、前計画の施策を評価した上で重点化を図り、次の基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 一人ひとりが尊重される まえばし

- 性別による役割や行動を決めつけることは、その人の能力や生き方の選択の幅を狭め、個人の自由や尊厳を奪うことになりかねません。引き続き、社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消をめざします。
- 男女がともに自立して個性と能力を発揮するための基礎となるものは、教育と学習です。家庭、学校、地域などでの教育・学習を通して男女共同参画についての理解を深め、男女がともに学習や能力開発に取り組めるよう支援します。
- 市内に居住する外国人市民について、言葉や文化・生活習慣等による支障を来さないよう支援します。
- 女性の年代に応じた心と体の健康を支援するとともに、性差を踏まえた心身の健康維持の支援や生活習慣病予防を進めます。
- 配偶者等からの暴力防止や被害者支援に向けた体制整備を計画的に行っていきます。
- セクシュアル・ハラスメントや性犯罪など、女性に対するあらゆる暴力の防止への取組を推進します。

基本目標Ⅱ みんなが主役になれる まえばし

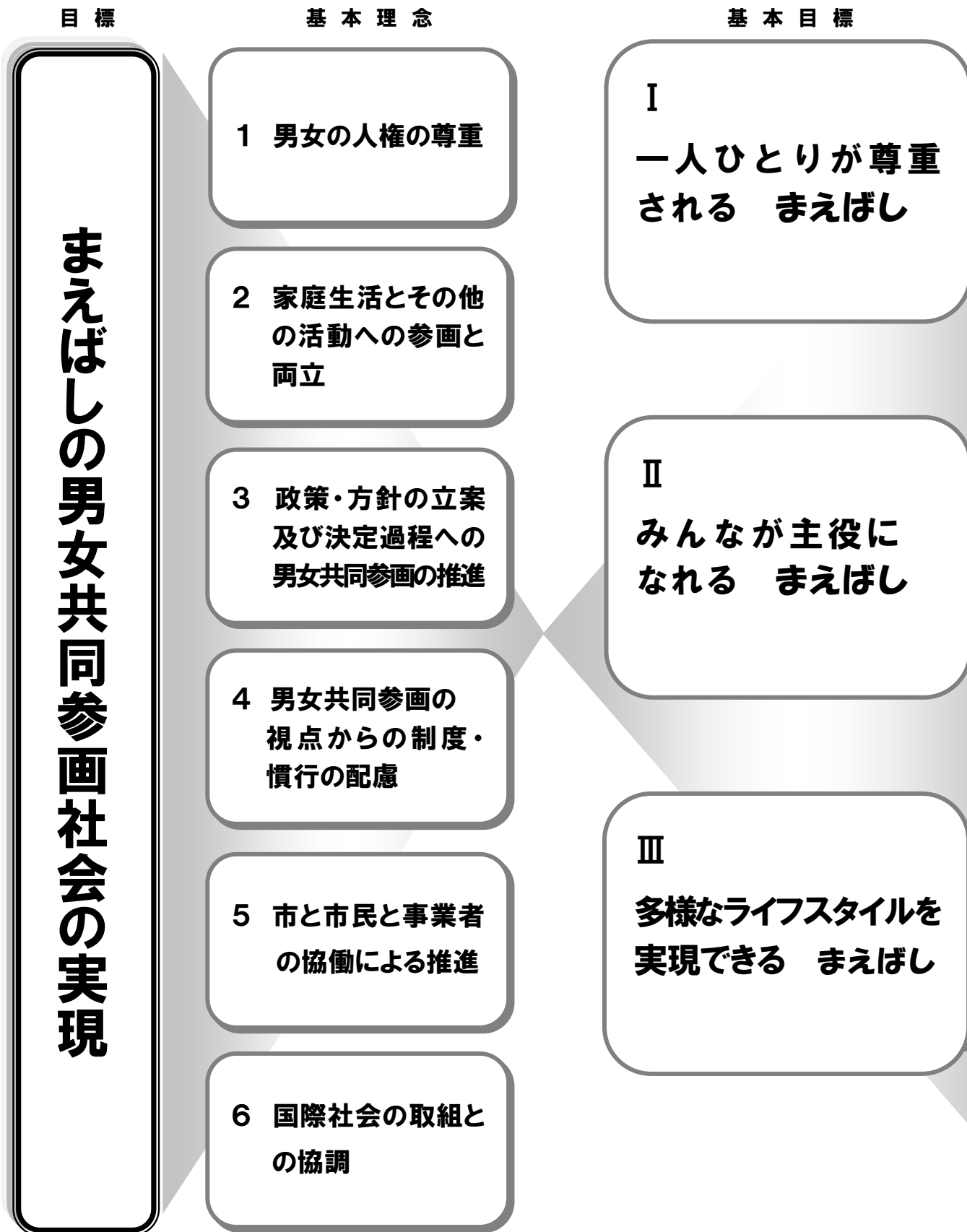
- 女性リーダーを育成し、政策や方針決定の場への女性の参画を推進していきます。また、庁内においても女性職員の管理職への登用を進めます。
- 男女がともにライフスタイルを柔軟に選択できるよう社会制度や慣行の見直しを推進します。
- 少子高齢化、ライフスタイルの変化などによって生じている地域の課題の解決に向け、様々な分野への女性の参画を推進します。
- 男女がともに生活基盤を確立し、それぞれの能力を発揮できるよう、男女がパートナーとして働くことができる環境整備を推進します。

基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルを実現できる まえばし

- 性別によることなく、能力に応じた機会や待遇が確保され、その能力が十分に発揮できる雇用環境が整備されるよう働きかけを行います。また、いったん退職した女性の仕事への復帰を支援します。
- 農業分野における男女共同参画を推進します。
- 男女が協力し、安心して子育てができるよう子育て支援施策を充実します。また、介護についても、家族みんなで、地域で、社会で支え合う意識と環境づくりを進めます。
- 仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自らの希望するバランスで選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスを普及させ、多様な活動への男女の参画を促進します。

3. 施策の体系

本計画の目標を実現するため、施策を次のように体系化します。



施策の方向

主な施策

1 人権尊重・男女平等意識の向上

- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ
- (2) 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進
- (3) 国際理解と協調

2 互いの性を尊重する社会づくり

- (4) 生涯を通じた健康づくりへの支援
- (5) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援
(前橋市DV防止基本計画)
- (6) 女性に対する暴力の根絶

3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

- (7) 方針決定の場における女性の登用促進
- (8) 女性リーダーの発掘・育成・活用

4 女性が活躍する範囲の拡大

- (9) 男女平等を阻む制度・慣行の見直し
- (10) 様々な分野への女性の参画の推進

5 男女が生き生きと働ける環境の向上

- (11) 職場における男女共同参画の推進
- (12) 女性のチャレンジ支援
- (13) 農業分野への男女共同参画の推進

6 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援

- (14) すべての子育て家庭に向けた子ども・子育て支援
- (15) すべての家庭に向けた介護支援

7 ゆとりある生活の推進

- (16) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (17) 多様な活動への男女の参画促進

